



人、自然、科学を結ぶ 学研都市精華町
「はなそう」

せいか

華創

HANASOU

長寿医療被保険者の方へ ……	6
サマージャンボ宝くじ ……	8
男女平等主題に爆笑寸劇 ……	14
あなたが撮る、まちの緑 ……	15
活動のひろば⑩ ……	16
CHANGE! 狛田駅東 ……	24
せいかフォトスコープ ……	26



新校舎へバトン渡しの時

幾多の子どもたちを見守り続けてきた川西小学校の校舎は、7月17日(金)の終業式をもってその役目を終え、解体されます。半世紀もの間、雨に打たれても、風に吹かれてもなお、子どもたちを温かく包み続けた同校舎。その歴史は、無数の記憶とともに新校舎へと受け継がれていきます。では、次のページで懐古のひとときを。

2009

7

seika town times
No.556



教室の後ろではランドセルが下校の時間を待ちわびる



廊下には6500人近くの卒業生の足跡が残る



手前のみずほ学級(特別支援学級)からも元気な声



撤去を控え、遊具も心なしか寂しそうな表情



あまたの“川西っ子”のDNAが宿る教室



第2音楽室の窓は今、新校舎を映し出している

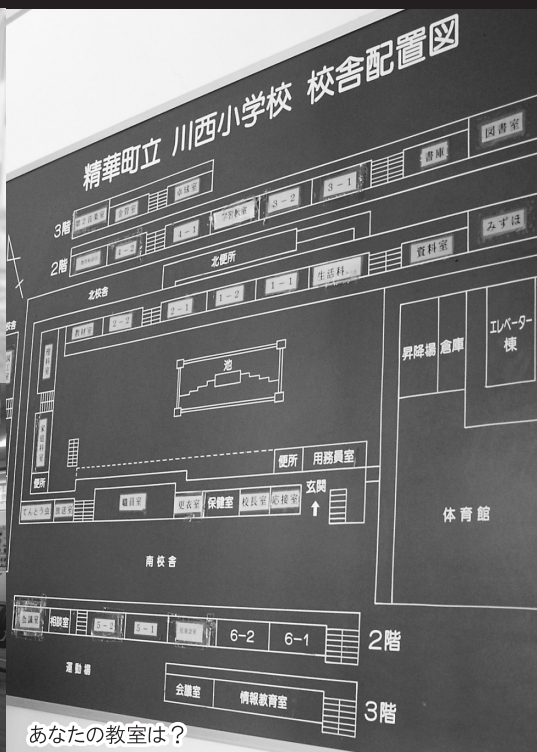
耳を澄ませば、 とき あの時代が聴こえる。



昼時はいつも満員だった



楽しそうに駆ける子どもたちの姿が見えてくる



あなたの教室は？



校舎には随所に長年の「疲れ」が感じられる



今も昔も緊張感が漂う職員室



給食室からのいい香りが空腹を刺激した



先生が優しく介抱してくれた保健室



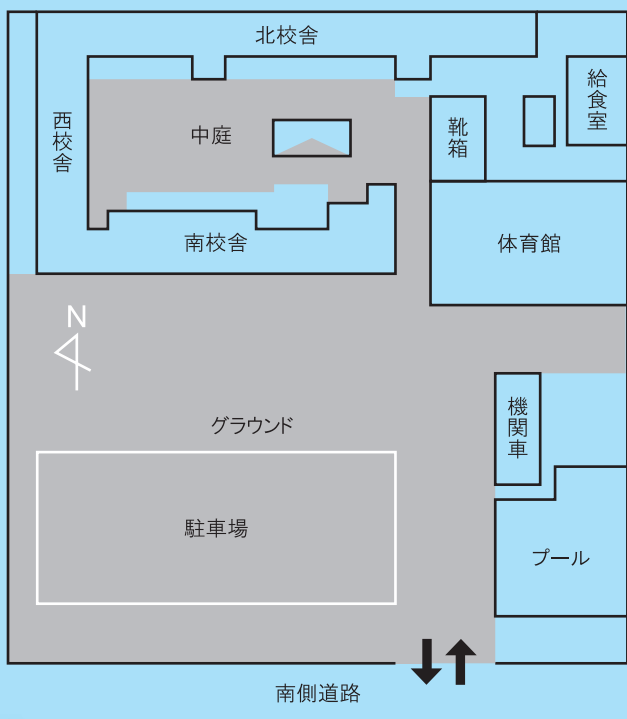
南校舎の階段から望むグラウンド

旧校舎を一般公開

8月から行う川西小学校の旧校舎解体に先立ち、7月18日（土）～20日（祝・月）の午前9時～午後3時、校舎を一般公開します。

公開範囲は下図の灰色部分（グラウンドと中庭）と一部の特別教室です。それ以外の校舎内と新校舎の周辺にはお入りいただけませんので、ご了承ください。

また、駐車場は限られた台数しか駐車できませんので、徒歩または自転車でご来校ください。



新校舎を一般公開

二学期から授業がスタートする新校舎を8月29日（土）、一般公開します。

時間は午前9時～午後3時、範囲は新校舎周辺と校舎内です。教室と中庭にはお入りいただけますので、ご注意ください。

校舎内は土足厳禁となっていますので、脱いだ靴を入れる袋とスリッパをお持ちください。

〇問い合わせ
学校教育課施設係
（TEL 951-1906）
（FAX 941-5176）

豊かにみゆる千町田のみずほの波の中に立つこのうるわしき学び舎“よ、さらば。”

精華町立川西小学校 77年の軌跡

- 昭和6年10月 祝園・稲田・狛田村が合併し、川西村誕生
- 昭和7年3月 祝園・稲田・狛田各小学校を廃止し、川西尋常小学校を創立
- 昭和7年10月 現在地に移転
- 昭和16年4月 国民学校令により川西国民学校と改称
- 昭和22年4月 学制改革により川西村立川西小学校と改称
- 昭和22年8月 プール完成
- 昭和24年5月 学校給食開始
- 昭和26年4月 川西・山田荘村が合併し、精華町立川西小学校と改称
- 昭和26年9月 校舎一部増築
- 昭和30年4月 町制施行、精華町立川西小学校と改称
- 昭和30年8月 鉄筋校舎第1期工事竣工（北校舎2階建て部分）
- 昭和30年10月 第1期工事落成式挙行
- 昭和32年6月 給食調理室竣工
- 昭和32年8月 鉄筋校舎第2期工事竣工（北校舎3階建て部分）
- 昭和32年9月 完全給食実施
- 昭和33年3月 第2期工事落成式挙行
- 昭和33年6月 校舎落成、健康優良児学校表彰の記念事業として中庭整備
- 昭和34年5月 保健室移転整備、障害児学級教室改造完成、運動場体育館施設整備、障害児学級開設
- 昭和46年8月 蒸気機関車設置
- 昭和47年3月 校舎第1期工事竣工（南校舎）
- 昭和48年3月 校舎第2期工事竣工（西校舎）
- 昭和53年4月 児童増により2校に分離、精北小学校開校
- 昭和56年3月 給食室改築
- 昭和57年7月 校庭拡張工事完成
- 昭和58年2月 体育館改築工事竣工
- 昭和59年8月 プール増改築
- 昭和61年8月 北校舎大規模改造第1期工事完了
- 昭和62年8月 北校舎大規模改造第2期工事完了
- 平成4年8月 南校舎大規模改造第1期工事完了
- 平成5年8月 南校舎大規模改造第2期工事完了
- 平成6年8月 西校舎大規模改造工事完了
- 平成21年6月 新校舎完成

to be continued...

知って
納って

健康ひろば

part
129

生活習慣改善目指して

先月号でもお伝えした特定健診——。この特定健診の結果をもとに、リスクに応じて「健康を守る」ため、生活習慣の改善に向けた支援（特定保健指導）が受けられます。

要指導者の選出方法

特定健診の結果と問診を基本に、生活習慣病などのリスクや年齢、服薬の有無などを考慮して、「情報提供レベル」「動機づけ支援レベル」「積極的支援レベル」の3つの階層化（ランク付け）を行い、保健指導を必要とする人を選び出すことになります。食事や運動など現在の生活習慣を振り返り、これからの健康づくりについて、内臓脂肪型肥満の解消を考える機会です。保健師や栄養士などと、無理なくできる改善に向けた取り組みを考え、実践していくものとなります。

あなたは、どのレベル？

▼動機づけ支援レベル

メタボリックシンドロームのリスクが出現し始めた人が対象です。自分の生活習慣の改善点に気づき、自分で目標を設定して、それを行動に移すために必

要なサポートが受けられます。

▼積極的支援レベル

メタボリックシンドロームのリスクが重なっている人が対象です。健診の判定を改善するために、実践できる目標を自分で選択して、継続的に実行するために必要なサポートが受けられます。

特定保健指導の対象となった人、積極的に保健指導を受けて内臓脂肪を減らしましょう。

特定健診・特定保健指導は保険者（国民健康保険・共済組合・健保組合など）によって行われています。健診や保健指導については、ご加入の保険者にお問い合わせください。

○問い合わせ

衛生課保健衛生係

(TEL 95-1905)

(FAX 95-3974)

ステップ
1

腹囲とBMIで内臓脂肪蓄積のリスクを判定

① 腹囲

男85cm以上
女90cm以上

② BMI

男85cm未満
女90cm未満
+
BMI ≥ 25

③

①②
以外の人

ステップ
2

検査結果、質問票より追加リスクをカウント

① 血糖

空腹時血糖
100mg/dl、または
ヘモグロビン
A1c 5.2%以上、
または薬剤治療を
受けている場合

② 脂質

中性脂肪150mg/dl
以上、またはHDL
コレステロール
40mg/dl未満、
または薬剤治療を
受けている場合

③ 血圧

収縮期130mmHg
以上、または拡張
期85mmHg以上、
または薬剤治療を
受けている場合

④ 喫煙歴

あり
ステップ2の①～
③のリスクが1つ
以上の場合にのみ
カウント

ステップ
3

ステップ1、2から保健指導レベルをグループ分け

ステップ1で①に該当した場合
①～④のリスクのうち

追加リスクが
2以上
積極的
支援

追加リスクが
1
動機づけ
支援

追加リスクが
0
情報
提供

ステップ1で②に該当した場合
①～④のリスクのうち

追加リスクが
3以上
積極的
支援

追加リスクが
1～2
動機づけ
支援

追加リスクが
0
情報
提供

ステップ1で
③に該当した場合

情報
提供

ステップ
4

- 服薬中の人は継続的に医療機関に受診しているため、保健指導の対象としない。ただし主治医の依頼・了解のもとに、必要に応じて保健指導を行うこともある。
- 65～74歳の人は積極的支援の対象となった場合も動機づけ支援にする。

※特定保健指導は、その対象となった人すべてに実施されるとは限りません。保険者の判断により、予防効果が高い人に優先的に実施される場合もあります。

介護保険ニュース

高額介護(介護予防)サービス費

介護保険では、1カ月の利用者負担が一定の上限額を超えたとき、その超えた分が払い戻されます。

※ここでの利用者負担額には、福祉用具購入費、住宅改修費の利用者負担額や施設での食費、居住費、日常生活費などは含まれません。

▶申請方法 高額介護(介護予防)サービス費申請書を下記のところに。

※それ以降該当する場合には、自動的にその口座に振り込まれます。

利用者負担段階と上限額

利用者負担段階	世帯の状況	高額介護(介護予防)サービス費支給による利用者負担の上限額
第1段階	・高齢福祉年金の受給者で、本人や世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護受給者	1万5000円
第2段階	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	1万5000円
第3段階	本人や世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	2万4600円
第4段階	上記以外の方	3万7200円

介護保険利用者負担限度額の認定

介護保険では、施設サービスや短期入所サービスを利用する場合、居住費・食費は自己負担となりますが、対象者の方は申請により、基準額の範囲内で下表の金額に減る場合があります。

▶対象者 下表で利用者負担段階第1段階から第3段階までに該当する方

利用者負担段階	世帯の状況	居住費(日額)の負担限度額					食費(日額)
		多床室	従来型個室の場合		ユニット型 準個室の場合	ユニット型 個室の場合	
第1段階	・高齢福祉年金の受給者で、本人や世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護受給者	0円	320円	490円	490円	820円	300円
第2段階	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	320円	420円	490円	490円	820円	390円
第3段階	本人や世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	320円	820円	1310円	1310円	1640円	650円
第4段階	上記以外の方	負担限度額なし					
基準額		320円	1150円	1640円	1640円	1970円	1380円

▶対象サービス 特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設の食費と居住費、短期入所生活介護・短期入所療養介護・介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護の食費と居住費

▶申請方法 介護保険負担限度額認定申請書を下記のところに。※該当する方には介護保険負担限度額認定証を交付しますので、この認定証を利用する施設に提出してください。

○問い合わせ 福祉課 介護保険係 (TEL 95-1904・FAX 95-3974)

○問い合わせ
住民課年金医療係
(TEL 95-1915)
(FAX 95-3974)

8月1日以降に引き続き医療費助成を受けるには、申請手続きが必要です。お済みでない方は、至急手続きをしてください。
詳しくは本誌6月号9ページをご覧ください。

現在お持ちの福祉医療受給者証(黄色)と重障老人健康管理事業対象者証(桃色)の有効期限は、7月31日(生年月日により一部異なる場合があります)です。

福祉医療費助成、申請を

7月・8月・9月は
『食中毒予防月間』

です。

食中毒に気を
つけましょう。



長寿医療被保険者の方へ

長寿医療（後期高齢者医療）の被保険者の方への大切なお知らせです。

保険料額決定通知書を郵送

7月中旬に、本年度の保険料を記載した保険料額決定通知書を、被保険者の皆さんにお送りしますので、ご確認ください。

特別徴収の方

昨年度の所得などをもとに算定された仮徴収額（4月初め、または6月初めに通知）により、既に受給年金から保険料を天引き（特別徴収）されている方など

・本年度の所得などをもとに本算定された保険料決定額
・10月・12月・来年2月の支給年金からの保険料徴収額

普通徴収の方

これから保険料を納める方（普通徴収）
・本年度の所得などをもと

に算定された決定額

・7月以降9期分の各期別の保険料徴収額（期別の納付書も同封）

口座振替による納付をご希望の方は、同封の申し込み用紙で、ご希望の金融機関へお申し込みください。ただし、第1期分（7月31日納期限）の口座振替には、これから手続きされても間に合わないため、口座振替の申し込みは第2期以降としていただき、第1期分は納付書でお納めください。昨年度に口座振替で納められた方など、既に申し込みされている方は、改めてお申し込みいただく必要はありません。

なお、本年度の保険料の計算方法は下記の通り、昨年度と同じです。

・均等割額Ⅱ4万5110円
・所得割額Ⅱ本年度の総所得

金額－基礎控除（33万円）×保険料率（8・29％）

上記の2つを合わせた額が年間保険料となり、50万円が上限です。

※所得の低い方の保険料の軽減措置は、従来の措置（均等割額が7割・5割・2割軽減）に加え、本年度は以下の措置があります。

①世帯主と、世帯の被保険者の総所得金額の合計が33万円以下の方（公的年金にかかる所得は特別控除額15万円を差し引いた額）

本来は均等割額が7割軽減ですが、本年度は8・5割軽減され、年間保険料が6万66円になります。

②①の方のうち、年金収入80万円以下でほかの所得がな

い方

本年度から均等割額が9割軽減となり、年間保険料が4万511円になります。

③長寿医療制度に加入する前は社会保険の被扶養者であった方

本年度は均等割額が9割軽減され、年間保険料が4万511円になります。

④総所得金額－基礎控除（33万円）が58万円以下の方

昨年度と同様に所得割額が5割軽減されます。

被保険者証の更新

現在お持ちの被保険者証（ピンク色）は有効期限が7月31日です。8月1日からお使いいただく新しい被保険者証（黄色）が7月中旬に送られてきますので、ご確認ください。

負担割合の判定基準

◆3割負担

同じ世帯の被保険者の方で1人でも本年度市町村民税課税標準額が145万円以上の方がおられる場合

◆1割負担

同じ世帯の被保険者の方全員が本年度市町村民税課税標準額が145万円未満の場合

基準収入額適用制度

新しく交付された被保険者証の負担割合が3割の方のうち、世帯全体の昨年中の収入合計額が次のいずれかに該当する場合、申請により負担割合が1割になります。

・被保険者の方が2人以上の世帯で、その収入額の合計が520万円未満の場合
・被保険者の方が1人のみの世帯で、その収入額が38万3000円未満の場合
・被保険者の方が1人のみで、ほかに70～74歳の方がいる世帯で、その収入額の合計が520万円未満の場合

▼申請の方法

上記の申請をされる方は下記のものをお持ちのうえ、7月31日(金)までに申請してください。申請が遅れると、申請した月の翌月からの変更になりますので、ご注意ください。

▼手続きに必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・同じ世帯の被保険者の今年中の収入の合計がわかる書類(確定申告書の写しなど)
- ・本人確認書類(運転免許証・パスポート・後期高齢者医療被保険者証など)

限度額適用・標準負担額減額認定制度

負担割合が1割の方のうち、現在入院中、またはこれから入院される予定があり、同じ世帯の方全員が本年度の市町村民税が非課税

証・パスポート・後期高齢者医療被保険者証など)
※本人以外の方が申請する場合は委任状とその方の本人確認書類が必要です。
・認め印

の方は、医療機関に提示すると1カ月の一部負担金の上限額や、入院時の食事代の負担額が少なくなる認定証の交付を受けられる申請(限度額適用・標準負担額減額認定制度)があります。認定証の交付を希望される方は下記のものをお持ちのうえ、7月31日(金)までに申請してください。これ以降も随時申請を受け付けますが、8月1日からの認定にならない場合がありますのでご注意ください。
※本年度より、前年度に認定を

受けておられた方で今年度も引き続き該当する方には、新しい被保険者証に同封して継続の認定証を交付しますので、改めての申請は不要です。

・本人確認書類(運転免許証、パスポート・後期高齢者医療被保険者証など)
※本人以外の方が申請する場合は委任状とその方の本人確認書類が必要です。
・認め印

▼手続きに必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・同じ世帯の方全員の本年度非課税証明書

※今年1月1日時点で精華町に在住し、非課税証明書が精華町で取得できる方は不要です。

○問い合わせ

住民課年金医療係
(TEL 95-1915)
(FAX 95-3974)

医療と介護の負担軽減

高額医療・高額介護合算療養費制度

医療保険と介護保険で、世帯の一部負担金(注)が基準額を超えたときに超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算療養費制度」が始まります。これは、医療費と介護サービスの両方から保険給付を受けている世帯の負担を軽減するためのものです。

世帯で同じ医療保険(国民健康保険・社会保険・長寿医療(後期高齢者医療)制度)に加入してい

る被保険者ごとに計算した一部負担金と、世帯員の介護保険の一部負担金を合算し、1年間(8月1日〜翌年7月31日)の合算額が以下の基準額を超える場合に、その超えた金額が支給されます。ただし、どちらかの一部負担金が0円の場合は支給されません。

(注) 医療保険の高額療養費と介護保険の高額介護サービス費を差し引いた後の金額です。

▼70歳未満の方

- ① 一定以上所得(世帯の合計所得600万円以上)の場合
合 126万円(168万円)
- ② 一般の場合 67万円(89万円)
- ③ 市町村民税非課税世帯の場合 34万円(45万円)

- ④ ③のうち、世帯全員の所得が一定以下(年金収入80万円以下など)の場合 19万円(25万円)

▼70〜74歳の方・長寿医療(後期高齢者医療)制度被保険者の方

- ① 高齢受給者証、後期高齢者医療制度被保険者証の負担割合が3割の場合 67万円

※一部負担金がこの基準額を超え、その額が支給基準額(500円)を超える場合に支給されます。

(89万円)

- ② 一般の場合 56万円(75万円)

- ③ 市町村民税非課税世帯の場合 31万円(45万円)

- ④ ③のうち、世帯全員の所得が一定以下(年金収入80万円以下など)の場合 19万円(25万円)

※一部負担金がこの基準額を超え、その額が支給基準額(500円)を超える場合に支給されます。

○問い合わせ

住民課年金医療係・国保係
(TEL 95-1915)
(FAX 95-3974)

明るい選挙推進へ

ポスター・標語を

募集

民主主義の基礎である選挙が
明るく正しく行われるよう、明
るい選挙を推進するための啓発
ポスターと標語を募集します。

【明るい選挙啓発ポスター】

◆児童・生徒の部

◆内容
明るい選挙を推進すること
を表すポスター

◆対象者

府内の小・中学校と高等学
校の児童・生徒（1人1点
自作のもの）

◆規格

四つ切り（542mm×382mm）、八つ切り（382mm×271mm）、またはそれに準じる大きさの画用紙

◆（色彩は自由） 申込方法

通学している学校を通じて、
町選挙管理委員会へ。

◆一般の部

◆内容
明るい選挙を推進すること
を表すポスター

◆対象者

府内在住の方（1人1点自作
のもの）

◆規格

四つ切り（542mm×382mm）、八つ切り（382mm×271mm）、またはそれに準じる大きさの画用紙（色彩は自由）

◆申込方法

直接、町選挙管理委員会へ。

【明るい選挙啓発標語】

◆内容

明るい選挙を推進すること
を表す標語（20文字以内で）

◆対象者

府内居住の方（府内の小・中学校と高等学校の児童・生徒を含む）（1人1点自作・未発表のもの）

◆規格

町選挙管理委員会備え付け

◆の用紙 申込方法

児童・生徒は、通学している
学校を通じて、一般の方は
直接、町選挙管理委員会へ。

◆申込期限

9月11日（金）

◆後援

京都府教育委員会

◆主催

京都府明るい選挙推進協
会・京都府選挙管理委員会

◆そのほか

応募作品は、明るい選挙を推
進するために京都府選挙管理
委員会ホームページへ掲載す
るほか、展示、啓発資料などに
使用されます。また、使用に際
しては応募者の氏名が公表さ
れます。

○提出・問い合わせ

精華町明るい選挙推進協
会事務局・精華町選挙管理委
員会事務局（総務課内）
（TEL 95-11910）
（FAX 93-2233）

ボランティアスタッフ募集

9月13日（日）に東光小学校で開催する第36回町民体育大会のボランティアスタッフを募集します。ご協力いただける方は左記のところへご連絡ください。受付時間は平日の午前9時～午後5時です。

○申し込み・問い合わせ

NPO法人精華町体育協会事務局（むくのきセンター内）
（TEL 98-0200）
（FAX 98-0118）

ひろげよう リサイクルの輪

物品の有効利用をはかるため、再
利用品の紹介をしています。産業振
興課が窓口となりますが、交渉は直接、
本人同士でしていただきます。

【ゆずります】

- 介護用ベッド
- 座布団（5枚組）
- 五月人形
- 子ども用自転車（16インチ）
- 筋肉トレーニング用品セット
- 女児用スキー用具一式

【ゆずってください】

- チャイルドシート
（回転シート機能付）
- ベビーベッド
- 麻雀牌・麻雀台

○問い合わせ

産業振興課 商工振興係
（TEL 95-1903・FAX 95-3973）

サマージャンボ宝くじ

1等・前後賞合わせて

¥300,000,000

発売期間 7月13日（月）～31日（金）

◆ 1等：2億円×39本（前後賞各5000万円）

◆ 2等：1億円×39本

▶ 抽選日 8月11日（火）

この宝くじの収益金は、
市町村の明るく住みよい
まちづくりに使われます。

○問い合わせ

（財）京都府市町村振興協会（TEL 075-411-0200）



各種ご宴会・ご婚礼に…
春日野荘

〒630-8113 奈良市法蓮町757-2
TEL 0742-22-6021（代表）
<http://www.kasugano-so.co.jp>

無料送迎バスもご用意いたしております。
ご予約の際、お申し付けください。

国民年金保険料 7月は免除申請更新月です

昨年度に国民年金保険料の免除を申請し、承認された方の免除期間は、今年6月までとなっています。引き続き免除制度を利用される場合は、更新の手続きが必要です。

一部の方は手続き不要

今年6月までの納付に対して、全額免除や若年者納付猶予を翌年度以降も引き続き希望されていた方のうち、判定結果が「継続審査申出受付済」「期間延長承認」の通知を受けている方は、手続きの必要はありません。

後日送付される今回の判定結果通知で「継続審査申出受付済」または「期間延長承認」に該当しなかった場合はご相談ください。

▶申請期間 7月から

受付時間：午前8時30分～午後5時

※土・日・祝日と、平日の正午～午後1時を除きます。

▶申請場所 住民課 年金医療係(町役場2階)

▶持ち物 年金手帳・認め印

20年3月31日以降で、失業したことにより免除(若年者納付猶予含む)の申請をする場合は、失業したことを確認できる雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票など、公的機関の証明書を添付してください。

今年1月2日以降に精華町へ転入している場合は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得によって審査されるため、その方々の20年分の所得と控除内容の分かる税証明、または20年分確定申告書の控えをお持ちください。

免除の承認区分は4段階に

保険料免除制度について、4分の1免除、半額免除、4分の3免除および全額免除の4段階で、所得水準に応じた多段階の免除制度となっています。

納付する保険料は以下の通りです。

免除区分	平成21年度 の保険料 (20年7月納付 以降分)	免除承認 期間分の 給付額への 反映割合	所得基準額 のめやす (扶養親族 なしの場合)
免除なし	1万4660円	—	—
4分の1免除	1万1000円	6分の5	189万円
半額免除	7330円	3分の2	141万円
4分の3免除	3670円	2分の1	93万円
全額免除	0円	3分の1	57万円

※新たに免除(若年者納付猶予含む)を希望の方は随時受け付けしています。また、7月上旬は混雑が予想されますので、ご注意ください。

※免除の承認を受けると、その期間分、保険料を全額納付したときに比べて受け取る年金額が少なくなります。そのため10年以内であれば、保険料を納付すること(追納)ができます。追納するには納付書の発行依頼(追納申し込み)が必要です。

○問い合わせ

◆京都南社会保険事務所

(TEL 075-643-2547・FAX 075-643-3880)

◆精華町役場 住民課 年金医療係

(TEL 95-1915・FAX 95-3974)

水道メーター取替開始

町では有効期間(8年)満了となる水道メーターの取り替えを、7月初旬から平成22年2月末ごろまで行います。水道メーターは、計量法という法律で使用有効期間が8年と定められています。取り替えは町の委託業者が行い、取り替えの際は事前にお知らせチラシを配布しますので、ご協力をお願いします。

▶お願い

- ・メーターボックスの上に、車などの物を置かないでください。
- ・メーター取り替えの際、15～30分程度、水を止めさせていただきますのでご了承ください。
- ・取り替え後、水道水を使用されるときは蛇口をゆっくり開けてください。開けたとき、水が白く濁る場合がありますが、空気が混入しているだけです。問題ありません。1～2分程度、水を出していただければ解消します。
- ・お留守でも、屋外にメーターがある場合は交換させ

ていただく場合がありますのでご了承ください。

- ・メーター取り替えは無料です。委託業者が代金をいいただくことは絶対にありません。ただし、メーター取り替えの際、業者に屋内の水道設備の修理を依頼された場合は、自己負担となりますので業者とご相談ください。
- ・委託業者は、上水道課発行の証明書を携帯しておりますのでご確認ください。
- ・取り替え後「水道メーター取り替えのお知らせ」に、旧メーター取り外し時の指示数・使用水量・新メーター取り付け時の指示数などを記載してお渡しします。家屋内の水道管の清掃、浄水器などの販売はしていませんのでご注意ください。

○問い合わせ

上水道課 給水係・営業係

(TEL 94-2049・FAX 93-1243)

4人が殊勲の受賞

6月19日(金)に京都府立府民ホール(京都市)で開催された京都府開庁記念日記念式典で、自治功勞者などの表彰が行われました。

精華町の受賞者は次の通りです。

市町村・地域自治功勞者表彰
へ議会議員

浦井章次さん (東畑地区)

杉浦正省さん (乾谷地区)

町議会議員として多年にわたり地方自治の発展と住民福祉の向上に寄与

へ地域力再生功勞者

堀岡重隆さん (菱田地区)

地域の防犯・交通安全活動に主体的に取り組み、地域力の向上に貢献



浦井章次さん



杉浦正省さん



堀岡重隆さん

行政委員会等委員功勞表彰

藤木新治さん (祝園西一丁目で内科医院開業)

山城南保健所感染症診療査協議会委員として、多年にわたり感染症予防行政の推進に貢献



藤木新治さん

私立幼稚園への費用、一部補助

町では、私立幼稚園児の保護者の方の負担軽減のため、町民税の所得割課税額の区分に応じて、入園料・保育料の一部を補助しています。

▶対象者 町内在住で、町内・町外の私立幼稚園に通園している園児の保護者

▶補助限度額

【従来条件】

区 分	補助限度額(年額)		
	1人就園の場合／同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)
① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	15万3500円	22万4000円	29万4000円
② 本年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯			
③ 本年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯	11万6300円	20万6000円	29万4000円
④ 本年度に納付すべき町民税の所得割課税額が3万4500円以下の世帯	8万8400円	19万2000円	29万4000円
⑤ 本年度に納付すべき町民税の所得割課税額が18万3000円以下の世帯	6万2200円	17万9000円	29万4000円

【新条件】 小学校1～3年生の兄・姉がいる場合

区 分	補助限度額(年額)	
	小学校1～3年生の兄・姉が1人いて、就園している場合の最年長者(第2子)	小学校1～3年生の兄・姉が1人いて、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児／小学校1～3年生の兄・姉が2人以上いる園児(第3子以降)
① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	16万8000円	29万4000円
② 本年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯		
③ 本年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯	13万5000円	29万4000円
④ 本年度に納付すべき町民税の所得割課税額が3万4500円以下の世帯	11万0000円	29万4000円
⑤ 本年度に納付すべき町民税の所得割課税額が18万3000円以下の世帯	8万7000円	29万4000円

▶申請方法 直接、通園している幼稚園へ。

○問い合わせ 学校教育課 学校教育係 (TEL 95-1906・FAX 94-5176)

共立電業株式会社

安心のお手伝い

- 各種電気設備工事
- 冷暖房設備
- 電気機械器具販売

お気軽に電話下さい

精華町祝園神木段9

TEL(0774)94-5502 FAX(0774)94-3524

石碑・彫刻・建築石材

有限会社 宮本石材店

精華町祝園西1丁目23-7
(J R 祝園駅北へ100m)

☎(代) 94-2122
(FAX) 94-4639
(工 場) 93-1064

暮らしに「安心」と「安全」を!!

LPガス、ガス器具供給・施工 警備保障／水道設備工事

株式会社 ジェイ・エス・ピー

TEL93-0139 FAX93-1274

〒619-0241 精華町祝園二ノ坪9番地

経済センサス ご協力お願いします

総務省による「平成21年経済センサス・基礎調査」がこのほど、全国のすべての事業所・企業を対象に行われています。

この調査は、今年7月1日現在の経済活動の状況を調査するもので、産業、従業者規模などの基本的構造を明らかにすることを目的としています。

調査の結果は、国や都道府県、市区町村がこれからの行政を考える重要な基礎資料として活用されますので、調査票の記入にご協力をお願いします。ご記入いただいた調査票は、内容をほかに漏らしたり、統計法に規定された目的以外に使用することは法律で固く禁じられていますので、ご安心ください。

お問い合わせ

企画調整課企画係

(TEL 95-1900)
(FAX 95-3971)

申請はお済みですか

定額給付金・子育て応援特別手当

定額給付金・子育て応援特別手当の申請手続きはお済みですか。町では現在、窓口と郵送での申請受付を行っています。まだ申請をされていない方やお忘れの方は、早めに申請をお済ませください。

添付書類がない場合は

郵送申請された方のうち、本人確認書類や振込先金融機関の預金通帳の写しがないなどの理由で、手続きが保留となっている方は、町役場からお知らせをお送りしています。まだ、提出されていない方はお急ぎください。

まだ申請書が到着しない方は

世帯主の住民登録の住所地へ申請書を郵送していますが、申請書が届いていないという方がおられましたら、右下のところへご連絡ください。

申請受付期限

平成21年9月16日(水)

給付状況

6月末までに全世帯の9割を超える世帯に給付完了

今後の給付予定

口座振込9回目(7月中旬)、10回目(7月下旬)を予定

対象者

⑧住民基本台帳に記録されている方・外国人登録原票に登録されている方(不法滞在者と短期滞在者は対象外・基準日=平成21年2月1日)

⑨世帯に属する3～18歳の子どもが2人以上おり、そのうち第2子以降で小学校就学前3年間に該当する子ども(平成14年4月2日～17年4月1日に生まれた子ども)

※該当する世帯の最年長の子(18歳以下)が通常、第1子となりますが、その子より年上(18歳以下)で別居している子を扶養している場合は、その別居している子を第1子と数えますので、ご注意ください。

給付額

⑩1人1万2000円(65歳以上と18歳以下の方は2万円)

⑪1人3万6000円

※⑩⑪共に所得制限はありません。

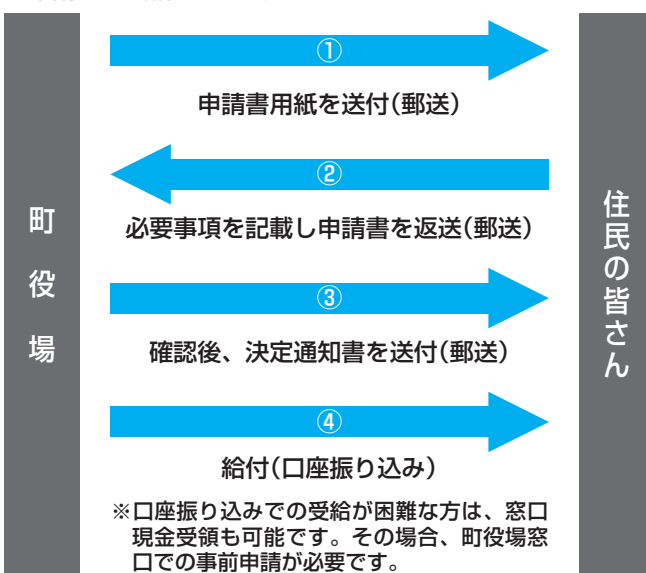
申請・受給者

⑫⑬共に、給付対象者の属する世帯の世帯主

⑭⑮：定額給付金

⑯：子育て応援特別手当

申請から受給までの流れ



定額給付金詐欺に注意

この給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報^{きしゅ}の詐取」などといったトラブルの発生が考えられますので、十分ご注意ください。

- ・給付の際、町役場や総務省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ・町役場や総務省などが定額給付金の給付のために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。
- ・町役場や総務省などが皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報をお聞きすることは、絶対にありません。
- ・ATMには、自分で操作して他人からお金を振り込んでもらう機能はありません。
- ・自宅や職場などに、町役場や総務省の職員などをかたっている恐れのある電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わずお住まいの町役場や最寄りの警察署、警察相談電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

企画調整課 定額給付金係

(専用TEL 95-1921・専用FAX 95-1922)

木造住宅耐震診断士を派遣

町では本年度も、町内の木造住宅に耐震診断士を派遣します。

平成7年の阪神・淡路大震災では、多くの尊い人命が奪われましたが、その後の調査によって、被災直後に亡くなられた方の死因の約9割が、家屋や家具類などの倒壊による圧迫死だったことが分かりました。

倒壊した家屋の多くは、地震に対する強さの審査基準が見直された、昭和56年の建築基準法の改正以前のものでした。

大地震はいつ起こっても不思議ではありません。万が一のときに備え、簡易耐震診断を受けてみませんか。

▼対象となる住宅

- 次のすべての要件を満たす木造の住宅（一戸建て・長屋建てなど）
- 昭和56（1981）年5月31日以前に着工し、完成しているもの
- 延べ面積の半分以上が住宅として使用されているもの
- 簡易耐震診断の対象となるもの（在来軸組構法・伝統的構法、枠組壁工法の3構法で建築されているもの）

るもの）

・増改築などにあたって、改めて法改正後の新基準による審査を受けていないもの

▼募集戸数

10戸（超えた場合は抽選）

▼申込資格

その住宅の所有者・居住者

▼費用（自己負担額）

1戸あたり20000円

▼必要な書類

診断士派遣申込書・住宅の所有者が分かる書類・建築年月が分かる書類・簡易自己診断の結果書など

▼申込期限

7月31日（金）

▼そのほか

- ・申込書様式や簡易自己診断リーフレットなどは、左記の窓口や町ホームページで入手できます。
- ・詳細は町ホームページ、または左記のところへお問い合わせください。
- ・診断士の派遣時期は9月以降になる見込みです。

○申し込み・問い合わせ

都市整備課開発指導係
（TEL 95-11902）
（FAX 95-3973）

町教育委指針

「せいか学びと育ち」

プラン'09決まる

精華町教育委員会では、教育委員会の施策や町内小中学校のさまざまな取り組み、行事を知っていただくために、昨年度に引き続き1年間、精華町の教育の様子をお知らせします。

今回は、精華町教育委員会の指針「せいか学びと育ちプラン'09」を策定しましたので、その概要をご紹介します。

この計画は、21世紀を担う精華町の子どもたちが、確かな学力、豊かな人間性、健やかな心身を身につけ、夢や希望を持って世界にはばたく人間として育つことを目指して、本年度の主なソフト事業を4つの柱としてまとめたものです。

精華町では、このプラン実現のため、学校・家庭・地域社会と連携しながら、さまざまな事業を積極的に進めていきます。ここにその主なものを紹介します。

基本方針A

学力の充実・向上と個性や能力の伸長を図る教育を推進

▼重点施策

◆授業改善を進め、学力の充実・向上
町立小中学校「学力向上総合推進委員会」により学力の充実や向上に取り組みます。

◆児童生徒一人ひとりの学力の充実・向上を図る少人数教育の推進
児童生徒の実態に応じ、京都府の教員定数を活用した少人数教育を進めます。

◆ノーミライゼーションの進展などに対応した特別支援教育の推進
児童生徒の実態に即し、特別支援教室などに必要な教

育支援員や介護員などを配置します。
◆関西文化芸術研究都市の利点を生かした特色ある学校づくり
「科学のまちの子どもたち」などとの連携による最先端にふれる科学技術教育や、ノーマン市との国際交流を進めます。

◆新しい学習指導要領を見据えた小学校外国語活動の研究と推進
小学校「外国語活動推進委員会」を拡充します。

◆「生きる力」を身につける中学校キャリア教育の推進
私のしごと館との連携によりキャリア教育を充実します。

基本方針B

豊かな人間性の育成と健康や体力の向上を図る教育の充実

▼重点施策

◆道徳教育や豊かな体験活動の推進
精華町学校支援人材バンクや社会科副読本による郷土学習、精華町子ども祭りなどの充実を図ります。

◆人権教育の推進

いじめ・不登校の解決に向けての取り組みの推進や人権教育を充実します。

◆個性の伸長と規範意識の醸成を図る生徒指導の充実
町内小中学校「生徒指導連絡会議」の充実をします。

◆豊かな心を育む読書活動の推進
精華町子ども読書環境整備3カ年計画を推進します。

◆文化芸術活動の推進
教育美術展や小中文化交流会を開催するとともに、国

民文化祭に向け、精華町少年少女合唱団の充実を図ります。
◆子どもの体力向上のための取り組みの推進
小学校陸上交友記録会を開催し、スポーツ体験デーなどの事業を進めます。

◆食に関する教育体制の構築
食に関する啓発活動や親子料理教室等食育運動を展開します。

基本方針C

地域の信頼を高める学校づくり

▼重点施策

◆安全・安心な教育環境づくりの推進
スクールヘルパーの活動の充実などにより、児童生徒の登下校の安全確保に努めます。

◆開かれた学校づくり
積極的な学校公開と学校評価を推進します。

◆教員の意欲を高め、指導力の向上を図る研修などの充実
実
教育委員会主催の教職員研修会を実施します。

基本方針D

家庭・地域社会の教育力の向上

▼重点施策

◆子育てに関する学習機会など家庭教育支援の充実
新入生の親のための家庭教育セミナーやPTAと連携した教育フォーラムを開催します。

◆地域社会全体で子どもを育てる環境づくりへの支援
「精華まなび体験教室」を拡充するとともに、学校支援地域本部事業を推進します。

○問い合わせ

学校教育課学校教育係
（TEL 95-11906）
（FAX 94-5176）

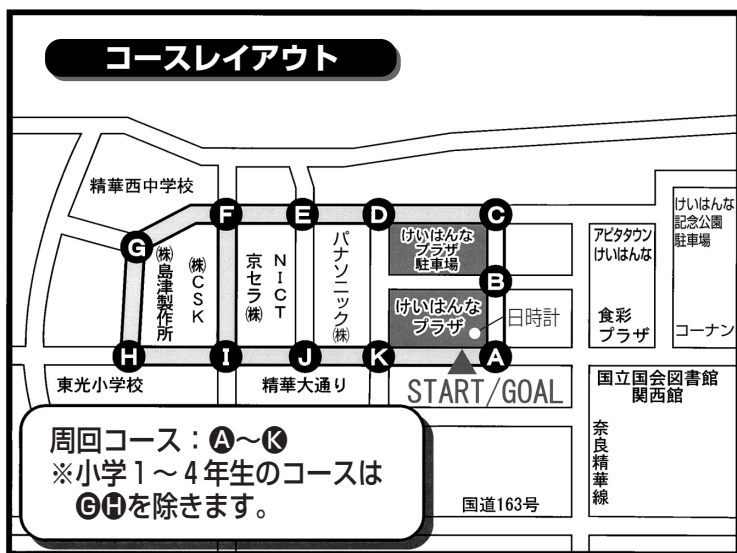
2009けいはんなサイクルレース開催

全国のサイクリストたちによって繰り広げられる熱いレース。1年ぶりとなる「けいはんなサイクルレース」を、再び精華大通り一帯で開催します。



- ▶ **日 時** 7月20日(祝・月) 午前8時～午後0時30分ごろ(雨天決行)
- ▶ **場 所** 精華大通り・けいはんなプラザから学研施設の周辺(一周2.36km、高低差26m)
※詳細は、コースレイアウトをご覧ください。
- ▶ **主 催** けいはんなサイクルレース実行委員会(京都府自転車競技連盟・京都新聞社・精華町・木津川市 ほか)

コースレイアウト



通行規制と一部バス停の乗降制限・移設のお願い

サイクルレースの開催時のみ、道路の通行規制とそれに伴う一部バス停の乗降制限・移設があるため、周辺の皆さんにご迷惑をお掛けすることになりますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願ひします。

通行規制のお願い

サイクルレースの開催時のみ、精華大通り・けいはんなプラザから学研施設の周辺の通行を規制します。
※詳細は「通行規制図」をご覧ください。

通行規制図



一部バス停の乗降制限・移設

サイクルレースの開催時のみ、奈良交通路線バスと精華くるりんバスのバス停を次の通り変更します。

▶ 奈良交通路線バス

精華大通りを東向きに進行するバスは「光台七丁目停留所」「光台四丁目停留所」「光台三丁目停留所」「けいはんなプラザ停留所」での乗降ができなくなりますので、「光台八丁目停留所」または「ATR停留所」をご利用ください。西向きに進行するバスは、これらの停留所でも乗降できます。

▶ 精華くるりんバス

山田川駅発祝園駅方面の「けいはんなプラザ停留所」は、奈良交通「ATR停留所」に移設します。

○問い合わせ

- ◆けいはんなサイクルレース実行委員会事務局(京都府自転車競技連盟)
(TEL 090-4906-2410・FAX 075-933-4173)
- ◆精華町役場 企画調整課 企画係
(TEL 95-1900・FAX 95-3971)



ユーモアが溢れ、笑いを誘った演劇

男女共同参画推進懇話会（現・同推進委員会）の前メンバーが中心となって結成した「ほんわか♡劇団」は5月30日（土）、かしのき苑で開催された精華町ふれあいまつりのなかで、旗揚げ公演を行いました。

今回上演したのは「精華家の食卓」という劇です。家事と仕事に対する考え方や家族の協力について、どこか家庭でも聞か

男女平等主題に爆笑寸劇

れそうな会話をもとにした寸劇でした。

男女共同参画社会と聞けば、「何だか難しそうだな」「女性がいわって、男性は肩身が狭くなること」と思われがちですが、本当はそれぞれの個性や能力が発揮でき、お互いに思いやりいたわり合うことのできる社会のことです。

同劇団はこのような社会の実現を目指し、寸劇を通して皆さんとともに考え、進めていこうとしています。現在、劇団メンバーを募集しています。あなたもぜひ参加しませんか。詳しくは左記のところへお問い合わせください。

○問い合わせ

人権啓発課女性政策係

TEL 95-11919

FAX 95-3974

更生者の社会復帰に理解を

7月は第59回「社会を明るくする運動」強調月間です。

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

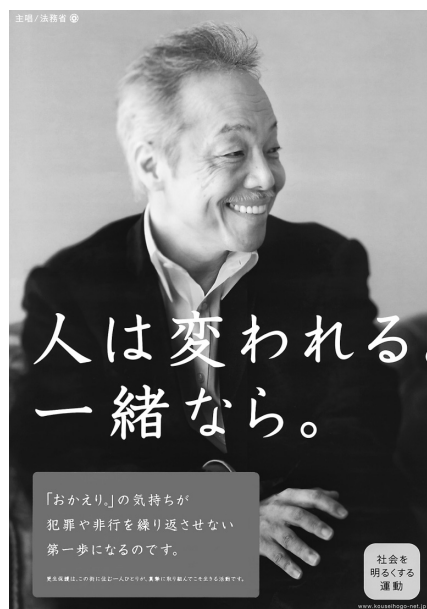
今年は「犯罪や非行をした者の就労支援」を重点事項としており、行動目標を「①犯罪・非行をした人たちの立ち直りを支えよう②犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう③これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう」と定めています。

近年、通り魔による無差別殺傷事件、学校や家庭でのいじめや体罰・虐待、そしてインターネットや携帯電話による誹謗・中傷により、自ら尊い命を絶つなど、痛ましい出来事が次々と起こり、犯罪が凶悪化、低年齢化している状況にあるなか、犯罪や非行のない明るい社会をどのように実現していくかが急務の課題となっています。

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、一方で、罪を犯した人や非行をした少年の更生を促す場も地域社会にほかならず、その更生のためには本人の意欲と併せ、本人を取り巻く地域社会の理解と参加が不可欠です。

そこで、一人ひとりが地域住民としての連帯を強め、学校や関係機関・団体の連携を推進し、誰もが幅広く参加できる犯罪予防活動を展開することで、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人や非行に陥った少年の立ち直りを助け、互いに支え合って生きていける明るい地域づくりを目指しましょう。

○問い合わせ 人権啓発課 啓発係（TEL 95-1919・FAX 95-3974）



啓発ポスター

平田内科医院

◆消化器科◆循環器科◆一般内科
平田真人・平田理佳

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:00	○	○	○	○	○	○
午後 5:00~7:00	○	○	○	○	○	○

日・祝日休診
駐車15台可

光台近隣センター南 Phone:0774 95-3400

心あるニューライフづくりのお手伝い……



全メーカー電化・OA・石油・ガス製品・
太陽熱ソーラー（発電）・増改築から
エクステリアまで各種工事。

電気工事・冷暖房他各種設備工事 JCB・VISA他各種カード取扱
精華町東畑（水曜定休）

店舗 木津川店

TEL (72) 0924 FAX (72) 3673
フリーダイヤル 0120-12-0924

（株）協和電工



電気設備の

創案・提案いたします

精華町祝園中ノ町14-14 TEL 95-0800
FAX 93-1154

「木津川を美しくする作品」募集

募集内容

- ◆ポスターの部 河川美化を主題としたもの
画用紙四つ切り(24cm×29cm)・対象者:小・中学生
- ◆標語の部 河川美化を主題としたもの
- ◆短歌の部 木津川を主題としたもの
- ◆俳句の部 木津川を主題としたもの
- ◆詩の部 木津川を主題としたもの(800字以内)
- ◆作文の部 木津川や河川美化を主題としたもの
1,600字以内・対象者:小・中学生
- ◆書道の部 木津川や河川美化を主題としたもの
小・中学生の場合、18.5cm×70cm
- ◆写真の部 木津川やその支流を主題としたもの
白黒・カラーとも四つ切り、組み写真は5枚以内で、
キャビネサイズ(18cm×24cm)以上、四つ切り以下

▶対象者 町内在住、または在勤の方

▶申込方法 直接、または郵送で、下記のところへ。

▶申込期限 8月28日(金)

○申し込み・問い合わせ

〒619-0285(個別番号)

精華町役場 衛生課「木津川を美しくする作品募集」係
(TEL 95-1905・FAX 95-3974)

あなたが撮る、まちの緑

京都府の都市計画協会主催で、まちの緑を題材とした「京都まちとみどり写真コンクール」の作品を募集中です。今年は、精華町内の写真を対象とした特別賞(精華町長賞)が設けられていますので、たくさんの応募をお待ちしています。

詳しい応募方法は、町内各公共施設の窓口に設置しているチラシをご覧ください。町ホームページでもご覧いただけます。

▶応募主題 「まちの水と緑」「まちの緑と公園」「身近な花や緑」「緑とのふれあい」など都市の緑と緑化に関する京都府内の写真
※精華町長賞(特別賞)は、精華町内の写真が対象になります。

▶応募規格 フィルムカメラ、デジタルカメラによる作品
※1人5点以内で未発表のものに限ります。

▶応募期間 5月22日(金)～9月2日(水)

○問い合わせ

都市整備課 まちづくり計画係
(TEL 95-1902・FAX 95-3973)

出張年金相談 のご案内

木津川市役所北別館で月1回、京都南社会保険事務所に
よる「出張年金相談」が行わ
れています。

予約制となっていますので、電話で左記のところへお
申し込みください。申し込み
の際には、基礎年金番号・氏
名・住所・電話番号・相談内
容などをお伝えください。

7～8月の日程は次の通り
です。

▼7月22日(水)

午前10時～午後4時

▼8月26日(水)

午前10時～午後4時

※毎月の日程については今
後、本誌裏表紙の前ページ
のコーナー「せいかいっか
げつ」に掲載します。

○問い合わせ

京都南社会保険事務所

(TEL 075-644-1165)

ベテランの技、 待ってます

京都府と(財)京都SKYセン
ターでは、昭和26年4月1日以
前に生まれた府内在住のアマ
チュアの方を対象に、美術作品
(日本画・洋画・彫刻・工芸・
書・写真)を募集しています。

作品は9月19日(土)・20日(日)に
パルスプラザで開催の「SKY
ふれあいフェスティバル200
9・シルバー美術展」に展示す
るもので、同美術展は、来年石
川県で開催される第23回全国健
康福祉祭いしかわ大会「美術展」
の京都府代表作品(京都市域を
除く)選出の選考も兼ねていま
す。

出品は8月10日(月)までです。
詳しくは左記のところへお問い
合わせください。

○問い合わせ

(財)京都SKYセンター

「シルバー美術展」係

(TEL 075-241-0226)

(FAX 075-241-0204)

高齢者の皆さんに、家庭での生活の援助、
身体介護サービスを提供します。

ホームヘルプ神の園



電話93-0846
京都府指定訪問介護事業者
No.2671400071



医療法人 社団 医聖会

学研都市病院

TEL.0774-98-2123

整形外科・一般内科・消化器科・循環器科・外科・小児科
脳神経外科・泌尿器科・神経内科・眼科・耳鼻咽喉科
リハビリテーション科・リウマチ科・皮膚科・放射線科
脊椎・脊髄センター・健診センター・人工透析センター

診療時間 AM9:00～12:00 ※救急告示病院
休診日 日・祝日/年末年始(12/31～1/3)



全国ハリカチェーン店
総合ギフトセンター

living life
リビングストアー
(有) 粕田百貨

Tel 94-3121(代) Fax 95-0300
京都府精華町近鉄京都線粕田駅前